

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 6 月 2 9 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 3 3 号

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則（昭和 4 5 年瀬戸市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用の許可）</p> <p>第 3 条 <省略></p> <p>2 前項の春雨墓苑墓地使用許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>申請者の住民票の写し</p> <p>及び <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>（使用の許可）</p> <p>第 3 条 <省略></p> <p>2 前項の春雨墓苑墓地使用許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>申請者の住民票の写し（<u>外国人にあっては、外国人登録済証明書</u>）</p> <p>及び <省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。